

■ 給付品目

	種 目	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台★	18歳以上の下肢または体幹機能障害2級以上の方
	特殊マット★	① 18歳未満の下肢または体幹機能障害2級以上の方もしくは知的障害が重度以上の方（原則として3歳以上） ② 18歳以上の下肢または体幹機能障害1級の方で常時介護を要する方
	特殊尿器★	下肢または体幹機能障害1級の方（常時介護を必要とする方で、原則として学齢児以上）
	入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、入浴にあたって家族等他人の介助を要する方（原則として学齢児以上）
	体位変換器★	下肢または体幹機能障害2級以上の方で、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する方（原則として学齢児以上）
	移動用リフト★	下肢または体幹機能障害2級以上の方（原則として3歳以上）
	訓練いす	18歳未満の方で、下肢または体幹機能障害2級以上の方（原則として3歳以上）
	訓練用ベッド	18歳未満の方で、下肢または体幹機能障害2級以上の方（原則として学齢児以上）
自立生活支援用具	入浴補助用具★	下肢または体幹機能障害の方で、入浴に介助を必要とする方（原則として3歳以上）
	便器★	下肢または体幹機能障害2級以上の方（原則として学齢児以上）
	頭部保護帽	① 平衡または下肢もしくは体幹機能障害の方で転倒の危険がある方 ② 重度以上の知的障害児・者の方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方
	歩行補助杖 （T字状・棒状の杖）	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、支えなしでの歩行が困難な方（原則として3歳以上）
	移動・移乗支援用具★	平衡または下肢もしくは体幹機能に障害を有する方で、家庭内の移動等において介助を必要とする方（原則として3歳以上）
	特殊便器★	上肢機能障害2級以上の方または知的障害が重度以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方（原則として学齢児以上）
	火災警報器	身体障害の2級以上または知的障害の重度以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	
電磁調理器	18歳以上の視覚障害2級以上の方（盲人のみの世帯もしくはこれに準ずる世帯）または18歳以上の知的障害の重度以上の方	

	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障害 2 級以上の方（原則として学齢児以上）	
	聴覚障害者用屋内 信号装置	1 8 歳以上の聴覚障害 2 級以上の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	
在宅療 養等 支援 用具	透析液加湿器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携帯式腹膜灌流式（CAPD）による透 析療法を行う方（原則として 3 歳以上）	
	ネブライザー	呼吸機能障害 3 級以上の方、もしくは上肢・下肢・体幹機能障害 2 級以 上であって医師の意見書により常時必要と認められる方（原則として 学齢児以上）	
	電気式たん吸引器		
	酸素ボンベ運搬車	1 8 歳以上の医療保険における在宅酸素療法を行う方	
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上の方（原則として学齢児以上で、盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯）	
	盲人用体重計	1 8 歳以上の視覚障害 2 級以上の方（盲人のみの世帯及びこれに準ずる 世帯）	
	人工鼻	音声機能障害がある方で、無咽頭の方	
情報 ・ 意思 疎 通 支 援 用具	携帯用会話補助装置	音声もしくは言語機能障害または肢体不自由の方で、発声・発語に著し い障がいをもつ方（原則として学齢児以上）	
	情報通信支援用具	上肢機能障害 2 級以上であって文字を書くことが困難な方、または視覚 障害 2 級以上であって、情報取得手段として音声による読み上げが必要 な方	
	点字ディスプレイ	1 8 歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚 障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の方であって、必要と認められた方	
	点字器	標準型	1 8 歳以上で、主に情報の入手を点字によって行っている視覚障害の方
		携帯用	
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上の方（本人が就労もしくは就学しているか、または就 労が見込まれる方）	
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上の方（原則として学齢児以上）	
	視覚障害者用活字文書 読上げ装置		
	視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害の方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方（原則 として学齢児以上）	
盲人用時計	1 8 歳以上の視覚障害 2 級以上の方（音声時計は、手指の触覚に障害が ある等のため触読式時計の使用が困難な方を原則とする）		

	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害者または発声・発語に著しい障がいをもつ方で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる方（原則として学齢児以上）
	聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害の方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	笛式	声帯を手術により切除し、音声での会話ができない音声機能に障がいがある方
		電動式	
点字図書		主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害の方	
情報・意思疎通支援用具	福祉電話〈貸与〉		難聴者または外出困難な身体障害者（原則として2級以上）で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（電話等によるコミュニケーションなどが困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	ファックス〈貸与〉		聴覚または音声機能もしくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（電話等によるコミュニケーションなどが困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	視覚障害者用ワードプロセッサ〈共同利用〉		視覚障害者（原則として学齢時以上の方）
排泄管理支援用具	ストマ用装具（消化器系）		直腸の機能障害により人工肛門のある方
	ストマ用装具（泌尿器系）		ぼうこうの機能障害により人工ぼうこうのある方
	ストマ用装具（紙おむつ）		脳性麻痺等による脳原性運動機能障害又は、脳性麻痺により肢体に不自由のある方
	収尿器		肢体に不自由がある方で、寝たきりの状態などにより一人で排尿のできない方
住宅改修費	居室生活動作補助用具★		下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）をもつ方で、障害等級3級以上の方（ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の方）

★の付いている種目は、介護保険制度が優先されます。